

KTS HOJIN

上十三ほうじん会報No.118



■2017年7月1日発行 ■十和田市西二番町4-11：公益社団法人 上十三法人会 広報委員会

会長の独り言



会長 白山春男

今年の春は、桜が終わってからあちこちでチューリップなどの、その時期に咲く草花を観賞し、販売するという観光園が開園されていて、結構遠方から来ている観光客がいました。ネットで調べて来たそうで、次の観光園でも会いました。このように、あまり知られていないが、草花

が好きで、ネットなどで調べてきている観光客がたくさんいました。そこで、この時期のどこの草花の見所というように地域の年間の見所を網羅したマップを作り、インターネットなどで発信し、誘客をすれば各地からたくさんの観光客が来るようになるのではないのでしょうか？そんな思いで帰って参りました。

さて、当地域の景気は緩やかな回復基調と言われますが、実感として、感じられない状況ではないのでしょうか？商店街はシャッターが閉まり、少子高齢化が進むなか、少しでも地方の活性化に向けた取り組みをお願いしていかねばならないと思います。

昨年、発足しました女性部会には大いに期待しており、女性目線から見た税制に関する提言活動や事業の実施。そして、青年部会には社会貢献事業である租税教室や地域における税行政への理解のための講習会などをお願いし、さらには会員交流事業、厚生事業など積極的に事業を実施してまいりますので、会員企業の皆様のご支援、ご協力をお願い致します。



CONTENTS

- 会長の独り言……………2
上十三法人会会長 白山春男
- この人に聞く……………3
上北地域県民局県税部長 向井正浩氏
- 十和田税務署だより……………4
- 税理士からのひとことアドバイス……………5
- 第5回定時総会開催！……………6
- 青年部会・女性部会総会……………7
- 本部・支部だより……………7
- 青年部会だより……………7
- スケジュール……………7



■菜の花（横浜町）
横浜町の「菜の花フェスティバル」は菜の花が見ごろとなる毎年5月中旬に開催され、マラソン大会、菜の花大迷路、特設ステージでのショーなど、多彩なイベントが行われます。

この人に聞く



上北地域県民局県税部長

むかい まさひろ
向井 正浩 氏

この度の定例人事異動で上北地域県民局県税部長を命じられました向井です。どうぞよろしくお願いいたします。

着任に当たり、公益社団法人 上十三法人会の皆様に御挨拶を申し上げます。

白山会長様はじめ法人会の役員並びに会員の皆様には、県の税務行政に対しまして、日頃から御理解と御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

今年は、満開の桜の中、第20回ふるさとイベント大賞で内閣総理大臣賞を受賞した桜流鏝馬を観戦しました。華やかな衣装を身にまとった女性騎手が、疾走する馬の上で、バランスをとりながら矢を放つ姿は、華麗、かつ勇壮であり、見る者の目を奪う、見事なイベントでした。当地域の活力を感じることができました。

さて、管内（9市町村）における県税を巡る状況ですが、個人県民税につきましては、核燃料物質等取扱税に次いで税額が多い一方で、収入未済額が最も多いことから、青森県市町村税滞納整理機構を通じた支援など各市町村との連携を強化して徴収率向上に取り組んでおります。その結果、収入未済額の増加傾向に歯止めがかかりました。しかしながら、依然として個人県民税が収入未済額の9割強を占める状況にありま

すので、今年度におきましても、各市町村との連携・協力を一層密にして収入未済額の縮減、税収の確保及び納税秩序の確立に取り組むこととしております。

皆様も御存知とは思いますが、所得税の源泉徴収義務があります事業主の方（常時2人以下の家事使用人のみに対し給与を支払いする者以外）は、個人住民税を特別徴収していただくことになっております。特別徴収は、従業員の方にとりましては、給与から天引きされますので期別毎に納める手間が省けた上に納め忘れもなく、さらに納期が年12回なので普通徴収（原則年4回）に比べ1回当たりの納付額の負担が少ないなど大変便利な制度となっております。また、所得税の源泉徴収とは異なり、市町村が従業員ごとの税額を計算し、事業主の方にお知らせする制度となっております。未だ特別徴収を実施されていない事業主の方は、特別徴収への切替えについて、御理解・御協力をよろしくお願いいたします。

さらに、法人県民税・事業税及び地方法人特別税がインターネットで申告できる、手軽で便利な地方税電子申告「eLTAX：エルタックス」についてですが、平成29年4月30日現在、当管内法人の利用率は79.4%と県内でも高い状況にあります。これまでの皆様の御理解と御協力に感謝申し上げます。管内の市町村でも同様のサービスを利用できますので、未だ御利用でない事業主の方は、是非、エルタックスの御利用をお願いいたします。

最後になりますが、公益社団法人 上十三法人会の益々の御発展と、会員の皆様の御健勝並びに会員企業の益々の御繁栄をお祈り申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。

プロフィール

- 前 職：下北地域県民局県税部長
- 主な職歴：上北地域県民局県税部次長、上北地域県民局地域健康福祉部保健総室次長、総務部人事課管理・旅費グループマネージャー、総務部人事課集中化管理グループマネージャー
- 出身地：青森市 ■ 年 齢：57歳 ■ 趣 味：ウォーキング

十和田税務署だより

..... 源泉所得税の改正について

平成29年度の税制改正等により、配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しが行われました。**この改正は、平成30年分以後の所得税について適用されます。**本年(平成29年)分の所得税については、従前どおりです。

(注) 平成29年4月1日現在の法令に基づいて作成しています。

改正の内容

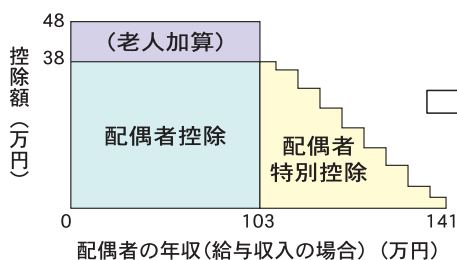
○配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額の改正

配偶者控除の額が以下の【改正後の配偶者控除額及び配偶者特別控除額の一覧表】のとおり改正され、合計所得金額が1,000万円を超える居住者については、配偶者控除の適用を受けることはできないこととされました。

また、配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額が38万円超123万円以下とされ、その控除額が以下の【改正後の配偶者控除額及び配偶者特別控除額の一覧表】のとおり改正されました。

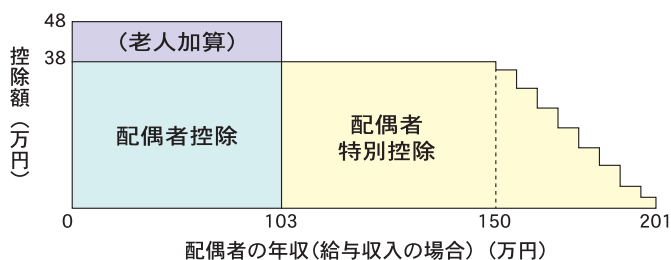
〔改正前〕

※配偶者特別控除について居住者の所得制限あり



〔改正後〕

※配偶者控除及び配偶者特別控除について居住者の所得制限あり
(図は居住者の合計所得金額が900万円以下の場合)



【改正後の配偶者控除額及び配偶者特別控除額の一覧表】

| | | 居住者の合計所得金額 (給与所得だけの場合の居住者の給与等の収入金額) | | | 【参考】 配偶者の収入が給与所得だけの 場合の配偶者の給与等の収入 金額 |
|---------|----------------------------|--|--|--|---|
| | | 900万円以下 (1,120万円以下) | 900万円超 950万円以下 (1,120万円超 1,170万円以下) | 950万円超 1,000万円以下 (1,170万円超 1,220万円以下) | |
| 配偶者控除 | 配偶者の合計所得金額 38万円以下 | 38万円 | 26万円 | 13万円 | 1,030,000円以下 |
| | 老人控除対象配偶者 | 48万円 | 32万円 | 16万円 | |
| 配偶者特別控除 | 配偶者の合計所得金額 38万円超 85万円以下 | 38万円 | 26万円 | 13万円 | 1,030,000円超 1,500,000円以下 |
| | 85万円超 90万円以下 | 36万円 | 24万円 | 12万円 | 1,500,000円超 1,550,000円以下 |
| | 90万円超 95万円以下 | 31万円 | 21万円 | 11万円 | 1,550,000円超 1,600,000円以下 |
| | 95万円超 100万円以下 | 26万円 | 18万円 | 9万円 | 1,600,000円超 1,667,999円以下 |
| | 100万円超 105万円以下 | 21万円 | 14万円 | 7万円 | 1,667,999円超 1,751,999円以下 |
| | 105万円超 110万円以下 | 16万円 | 11万円 | 6万円 | 1,751,999円超 1,831,999円以下 |
| | 110万円超 115万円以下 | 11万円 | 8万円 | 4万円 | 1,831,999円超 1,903,999円以下 |
| | 115万円超 120万円以下 | 6万円 | 4万円 | 2万円 | 1,903,999円超 1,971,999円以下 |
| | 120万円超 123万円以下 | 3万円 | 2万円 | 1万円 | 1,971,999円超 2,015,999円以下 |
| 123万円超 | 0円 | 0円 | 0円 | 2,015,999円超 | |

(注) 合計所得金額が1,000万円を超える居住者は、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

※以上の改正の内容については、国税庁HP「平成29年4月 源泉所得税の改正のあらまし」より抜粋しています。

詳しくは国税庁ホームページ (www.nta.go.jp) 又は十和田税務署へ (☎0176-23-3151)

税理士からの

ひとことアドバイス



相続について考えましょう

濱田廣司税理士事務所

税理士 濱田 廣司 氏

皆さんこんにちは、税理士の濱田廣司です。平成25年度の税制改正において大きな改正があった相続税ですが、施行から早2年が経ちました。その結果、課税対象になる相続は、全体の4.4%から8%へと大きく増えているとのことです。

相続には多くの大変なことがあります。相続税もそのうちの一つです。相続発生時の困難を少しでも和らげるために、今のうちからできることを少しでも行っていく必要があると思います。

相続税（納税）対策を行うための大きなポイントは下記の1から3の項目になります。

1. 法定相続人は誰か、何人になるか

民法に法定相続人が誰になるかという規定があります。1. 配偶者+子供、2. 配偶者+父母、3. 配偶者+兄弟、といった具合にいくつかのケースがありますが、この法定相続人の人数や配偶者がいるかなどによって相続税額は大きく変わります。

2. 自分の財産（遺産）構成はどうなっているか、そして金額はどれくらいになるか、また、相続税はどれくらいになるか

財産によっては評価を行わなければならないものもあります。そのなかで、大きく金額が変わる可能性があるものに自社の株式や土地があります。評価を行うと自社の株式や土地の評価額がおそろしく高額になる場合もあ

ります。相続税の試算金額が、自分が所有している預貯金等以上になれば土地を売却するなどの必要が生じてくるかもしれません。

3. 相続税対策、納税資金の準備

相続税対策で一番メジャーなのが生前贈与です。贈与税の非課税枠を使うのは無論ですが、相続税の試算の結果、相続税の税率よりも贈与税の税率が小さくなるようであれば、生前贈与を行った方が結果的に税額を抑えることができます。また、財産の行方を相続の時にもめることなく生前に決定することができます。

納税資金の準備ですが、生命保険金を予定したり、貸家をお持ちの方でしたら貸家を生前贈与してその家賃を配偶者の方や子供さんに貯蓄してもらい、そのお金を相続税の納税資金に充てれば、相続財産からは貸家本体及び家賃収入によって貯まる現金預金を除くことができ、併せて納税資金の準備もできるという方法も考えられると思います。

被相続人（亡くなる人）となる予定の人だけでは相続対策がなかなか進まない場合があります。配偶者の方、子供さん達と一緒に家族で相続に備える準備を進めましょう。相続対策には往々にして専門的な知識が必要となるケースがありますので、まずは税理士にご相談されることをお勧めします。

第5回定時総会開催！



6月13日(火)午後4時30分より、十和田市内の「サン・ロイヤルとわだ」にて定時総会が開催されました。

白山会長挨拶、来賓紹介の後、平成29年度事業計画及び収支予算が報告されました。続いて審議に移り、第1号議案平成28年度事業報告及び収支決算は原案通り承認、第2号議案任期満了に伴う役員改選は提出された理事・監事候補者案が承認

されました。

議事終了後臨時理事会が行われ、以下のように正副会長が選出され報告されました。()内は支部名、敬称略。

会長 白山春男(十和田)、筆頭副会長 桜田裕幸(十和田)、副会長 竹ヶ原 實(十和田)、同 田島一史(十和田・新)、同 川守田光男(三沢)、同 中村 健(七戸)、同 小笠原國男(おいらせ町)、同 古澤謙一(野辺地町)。

なお、理事並びに監事も新任のみ下記に記載いたします。

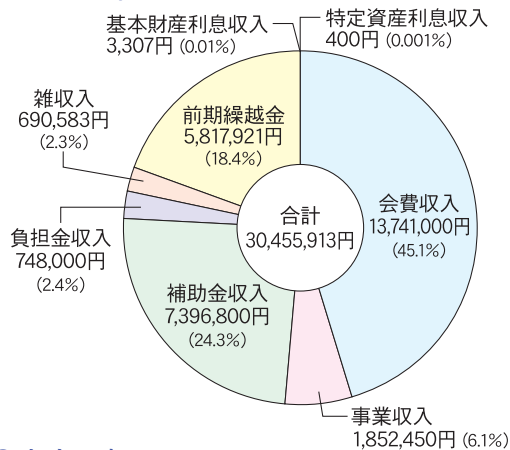
理事 菅 文昭(十和田)、同 下久保淳一(十和田)、同 田島昌剛(十和田)、同 守田和之(六ヶ所村)、同 坪 晃(天間林)、監事 古舘 要(十和田)。

また平成28年度で退任された、大竹正美(十和田)、中野渡久人(十和田)、小川耕一(十和田)、小林昭男

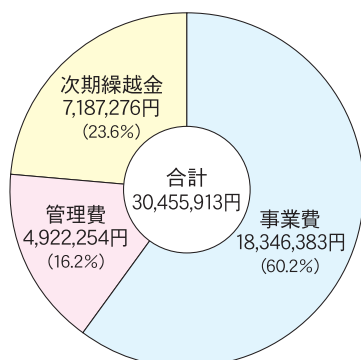


平成28年度収支決算

●収入の部

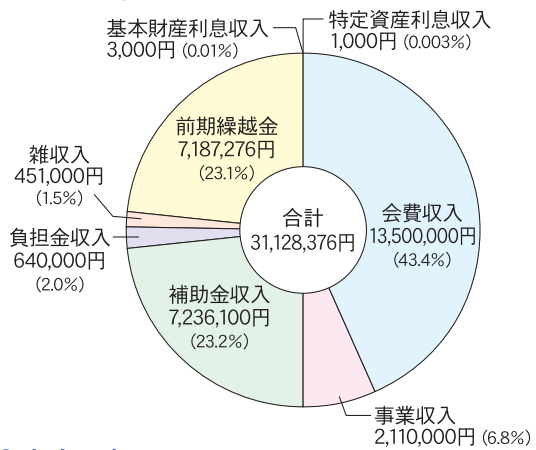


●支出の部

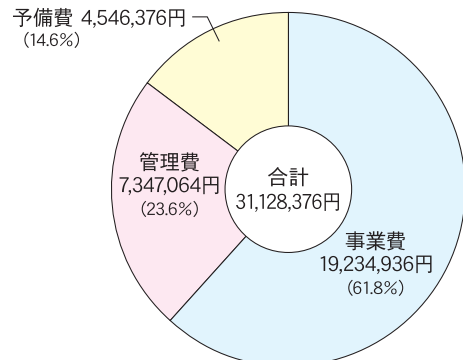


平成29年度収支予算

●収入の部



●支出の部



(六ヶ所村)の4氏に白山会長より感謝状が贈呈されました。併せて大竹氏には、十和田税務署長からも感謝状が贈呈されました。



最後に税務署長志賀文弘様、上北地域県民局県税部長 向井正浩様のお二人より祝辞をいただき、総会は無事終了しました。

青年部会・女性部会総会



6月1日(木)十和田市内の「サン・ロイヤルとわだ」にて青年部会と女性部会の総会が開催されました。

女性部会は午後4時30分、青年部は午後5時15分より開催されましたが、総会終了後の懇親会は午後6時から両部会合同で開催しました。

本部・支部だより

◆本部

4月17日(月)

事務担当者会議 (サン・ロイヤルとわだ)

5月11日(木)

監査会 (十和田商工会館 4F)

5月16日(火)

正副会長会議 (サン・ロイヤルとわだ)

5月16日(火)

理事会 (サン・ロイヤルとわだ)

5月24日(水)

決算期別法人説明会 (5～8月決算法人対象)
(十和田奥入瀬合同庁舎)

5月25日(木)

決算期別法人説明会 (5～8月決算法人対象)
(三沢市総合社会福祉センター)

6月13日(火)

定時総会 (サン・ロイヤルとわだ)

◆東北町支部

5月8日(月) 定時総会 (東北町商工会館)

◆十和田支部

5月10日(水) 定時総会 (富士屋グランドホール)

◆野辺地町支部

5月22日(月) 定時総会 (有しぼのや)

◆六ヶ所村支部

5月23日(火) 定時総会 (六ヶ所村商工会館)

◆七戸支部

5月24日(水) 定時総会 (有まきば)

◆上北町支部

6月2日(金) 定時総会 (上北さくら温泉)

◆十和田湖支部

6月8日(木) 定時総会 (ホテル十和田荘)

◆六戸町支部

6月8日(木) 定時総会 (もりとみ)

◆天間林支部

6月8日(木) 定時総会 (食事処とん喜)

◆三沢支部

6月9日(金) 定時総会 (ホテルグランヒルつたや)

◆横浜町支部

6月15日(木) 定時総会 (トラベルプラザ サン・シャイン)

◆おいらせ町支部

6月15日(木) 定時総会 (レストランカワヨグリーンロッジ)

青年部会だより

4月27日(木) 正副部会長 (法人会事務所)

5月18日(木) 監査会 (法人会事務所)

5月23日(火) 役員会 (サン・ロイヤルとわだ)

6月1日(木) 定時総会 (サン・ロイヤルとわだ)

女性部会だより

5月2日(火) 正副部会長 (法人会事務所)

5月2日(火) 監査会 (法人会事務所)

5月8日(月) 役員会 (サン・ロイヤルとわだ)

6月1日(木) 定時総会 (サン・ロイヤルとわだ)

7月スケジュール

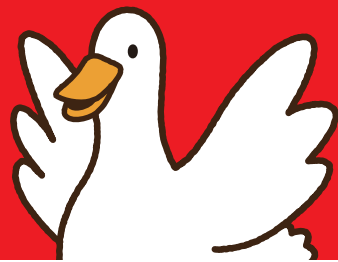
20日(木)

税務セミナー「税制改正について」
(富士屋グランドホール)

新登場!

病気やケガで働けなくなったときの

給与 サポート保険



ご存知
ですか?

病気やケガで入院した人の

約4人に1人が仕事復帰まで**2ヶ月以上**かかっています。

「アフラックによる就労困難に関するインターネット調査」(2015年10月)

病気やケガで働けなくなると、収入が減り収支のバランスが崩れるかも…

経営者様や従業員様が
病気やケガで働けなくなったときの「収入の減少」に備えることができます

特長

1

**病気・ケガで
働けない場合**を保障

●精神障害や妊娠・出産などを
原因とする場合を除きます

特長

2

入院中だけでなく
所定の**在宅療養**で
働けない場合も保障

特長

3

働けない状態が
続く限り、
60歳まで保障します

※就労困難状態に該当している場合。
※就労困難状態および商品の詳細は「契約概要」等をご覧ください。

会社の必要経費として保険料を全額損金算入しつつ、在職中の備えが可能です

Point 1
全額損金

保険料は、**全額損金に算入**できます。

●解約払戻金がないタイプの保険のため、全額損金算入できます。



Point 2
**従業員の
福利厚生**

従業員様が、**働けなくなった期間をサポート**します。

●法人受取の場合、給付金を従業員様への見舞金などに活用できます。
●従業員様受取の場合、従業員様の加入状況により給付金は非課税となります。

給付金受取人を法人としてご加入されるケースにおいて、法人が受け取った給付金を役員・従業員へ見舞金などの名目で支払う場合、当該見舞金などが報酬(給与)とみなされ、傷病手当金(*)の支給額から控除される可能性があります。個々の取扱などについては、各健康保険組合・協会けんぽ支部などにご確認ください。

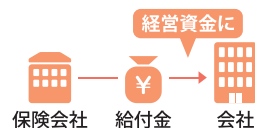
(*)会社員など被用者保険にご加入の場合、病気やケガなどで働けない状態になったとき、公的保障として最長1年6か月の傷病手当金があります。



さらに
休業保障

経営者様が働けなくなった場合、
給付金を**経営資金に活用**できます。

●法人受取の場合、売上減少対策・法人の資金繰りなどの休業保障に活用できます。



法人会会員企業にお勤めの皆様は、お一人からでも集団取扱いの割安な保険料でご加入いただけます

(引受保険会社)

Aflac アフラック

青森支社 〒030-0802 青森市本町1-2-15青森本町第一生命ビルディング9F

法人会フリーダイヤル ☎0120-876-505

※今後の対応は担当の募集代理店が行います。

AF法推-2016-0043-1705001 7月29日